

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 10 月 1 日

株式会社ワイズホールディングス
株式会社ヤマシナ

2024年10月1日

京都府京都市山科区東野狐藪町16番地
株式会社ワイズホールディングス
代表取締役 堀 直樹

京都府京都市山科区東野狐藪町16番地
株式会社ヤマシナ
代表取締役 古川 泰司

株式会社ワイズホールディングス（旧 株式会社ヤマシナ、2024年10月1日社名変更。以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である株式会社ヤマシナ（旧 株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社、2024年10月1日社名変更。以下「承継会社」といいます。）は、両当事者間で2024年4月16日付で締結した吸収分割契約書（以下「本契約」といいます。）に基づき、2024年10月1日を効力発生日（以下「効力発生日」といいます。）として、分割会社の金属製品事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
本吸収分割は、2024年10月1日に効力を生じました。
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）
該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）
分割会社は、会社法第785条第4項に基づき、2024年9月10日付で電子公告を行いました。株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。
 - (3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）
分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権（会社法第787条第1項第2号）は存在しませんので、新株予約権買取請求手続は行っていません。
 - (4) 債権者異議手続の経過（会社法第789条）
分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っていません。
3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
 - (1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第796条の2）

承継会社は分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

承継会社は分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 8 月 30 日付で官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本契約に基づき、分割会社の金属製品事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割に関する変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 10 月 2 日（予定）

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上